

議案第104号

春日部市行政組織条例の全部改正について

春日部市行政組織条例の全部を別紙記載のとおり改正する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石川 良三

提案理由

総合振興計画の着実な実現に向けて組織機構を改めるため、条例を改正したく提案いたします。

春日部市行政組織条例

春日部市行政組織条例（平成17年条例第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる部を設けるものとする。

（1）総合政策部

（2）総務部

（3）市民部

（4）福祉健康部

（5）環境経済部

（6）建設部

（7）都市整備部

2 前項に規定する部のほかに、次の室を置く。

（1）秘書室

（2）広報広聴室

（3）危機管理防災室

（4）工事検査室

（事務分掌）

第2条 前条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

（1）総合政策部

ア 政策の総合的な企画及び調整に関すること。

イ 行政経営に関すること。

ウ 高度情報化及び電子計算に関すること。

エ 財政に関すること。

オ 税及び保険料に関すること。

（2）総務部

ア 議会に関すること。

イ 文書管理及び条例、規則等に関すること。

ウ 人事に関すること。

エ 財産管理に関すること。

オ 契約に関すること。

カ 他の部の所管に属しない事項に関すること。

(3) 市民部

- ア 生活安全及び交通安全に関すること。
- イ 市民参加、コミュニティ、都市交流及び男女共同参画に関すること。
- ウ 市民相談、情報公開及び統計に関すること。
- エ 住民記録及び国民年金に関すること。

(4) 福祉健康部

- ア 福祉の総合的な企画及び調整並びに生活保護に関すること。
- イ 障害者福祉に関すること。
- ウ 児童福祉に関すること。
- エ 健康に関すること。
- オ 高齢者福祉及び介護保険に関すること。
- カ 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。

(5) 環境経済部

- ア 環境保全及び環境衛生に関すること。
- イ 廃棄物の処理、減量化及び資源化に関すること。
- ウ 農業振興に関すること。
- エ 商工業振興及び観光に関すること。
- オ 環境センターに関すること。

(6) 建設部

- ア 道路に関すること。
- イ 河川に関すること。
- ウ 下水道に関すること。
- エ 公園及び緑化に関すること。

(7) 都市整備部

- ア 都市計画に関すること。
- イ 鉄道高架、中心市街地整備及び地域振興ふれあい拠点施設に関すること。
- ウ 区画整理に関すること。
- エ 開発指導に関すること。
- オ 建築及び住宅に関すること。
- カ 土地利用に関すること。

2 前条第2項に規定する室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 秘書室

ア 秘書に関すること。

(2) 広報広聴室

ア 広報及び広聴に関すること。

(3) 危機管理防災室

ア 災害対策及び国民保護に関すること。

(4) 工事検査室

ア 工事の検査に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。